

漁業経営基盤強化金融支援事業（令和4年度事業）

Q & A

Q 1 本事業（利子助成）の対象者はどのような者か。

（答）次のとおりです。

- ① 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第4条第1項に規定する改善計画の認定を受けた漁業者（以下「経営改善漁業者」という。）
- ② 自然災害の被害を受けた漁業者（以下「被災漁業者」という。）
- ③ 社会的又は経済的環境変化等の影響を受けた漁業者（以下「環境変化の影響を受けた漁業者」という。）
- ④ 保有する共同利用施設が特定の自然災害（※）により被害を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（※令和元年台風第15号・台風第19号及び令和2年7月豪雨を指定）
- ⑤ さけ・ます流し網漁業の再編整備に関する基本方針に基づく再編整備の対象となる漁業者の住所をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会

Q 1-2 被災漁業者とはどのような者か（赤潮やタンカー事故の被害は対象となるか）。

（答）台風や豪雪、赤潮等の自然災害により漁船や漁業用設備、養殖施設、養殖魚等の事業用資産に被害を受けた漁業を営む個人又は法人です。被害を受けたことの証明を市町村長から受ける必要があります。

赤潮の被害を受けた場合は対象になりますが、タンカー事故の被害については自然災害の対象となりません。ただし、タンカー事故の影響により漁業環境に悪影響を受けた場合は、環境変化の影響を受けた漁業者に該当する可能性があります。

Q 1-3 被害を受けたことの証明に所定の様式はあるか。

（答）別添の参考様式1と同様の内容が確認できるものであれば、どのような様式でも差し支えありません。なお、平成30年6月28日から7月8日までの間の豪雨及び暴風雨（以下「平成30年7月豪雨」という。）、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号または令和2年7月3日からの豪雨（以下「令和2年7月豪雨」という。）の被害を受けた漁業者については、融資機関は借受希望者が当該災害により影響を受けている者であることを確認した後、平成30年7月豪雨にあつては参考様式4により、令和元年台風15号にあつては参考様式6により、令和元年台風19号にあつては参考様式7により、令和2年7月豪雨にあつては参考様式9により、利子助成実施団体（（公財）農林水産長期金融協会）へ提出してください。

Q 1-4 環境変化の影響を受けた漁業者とはどのような者か。

(答) 水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業の利子助成金の交付対象者について（平成31年3月29日付け30水漁第1751号水産庁水産経営課長通知。以下「課長通知」という。）に定める事由による影響を受けた者であり、令和4年4月26日時点では以下の者のみ対象としています。なお、新たに環境変化の影響を受けると考えられるような事態が生じた場合、追加で課長通知に定められる可能性があるため、融資機関にお問い合わせ下さい。

(現在の対象者)

- ①ロシア200海里水域において操業が禁止された「さけ・ます流し網漁を営む漁業者」
- ②平成30年7月豪雨の影響によって事業活動に支障を来している漁業者
- ③平成31年1月の貨物船「なとり」による重油流出事故によって影響を受けた漁業者
(ただし、融資対象物件が損害賠償の対象となる場合、繰上償還となります)
- ④令和元年台風第15号の影響によって事業活動に支障を来している漁業者
- ⑤令和元年台風第19号の影響によって事業活動に支障を来している漁業者
- ⑥新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等※
※「等」は同感染症の影響を受けるおそれのある漁業者をいう。
- ⑦令和2年7月豪雨の影響によって事業活動に支障を来している漁業者
- ⑧コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等（以下「原油価格・物価高騰等」という。）の影響を受けた漁業者等※
※「等」は影響を受けるおそれのある漁業者をいう。

Q 1-5 環境変化の影響を受けたことの証明・確認はどのように行うのか。

(答) それぞれ以下のとおりとなります。

- ・ロシア200海里水域において操業が禁止された「さけ・ます流し網漁を営む漁業者」
別添の参考様式2により環境変化の影響を受けたことの証明をいずれかの団体の長から受ける必要があります。また、当該証明書に漁業許可の写しを添付してください。
- ・平成30年7月豪雨の影響によって事業活動に支障を来している漁業者
- ・令和元年台風第15号の影響によって事業活動に支障を来している漁業者
- ・令和元年台風第19号の影響によって事業活動に支障を来している漁業者
- ・令和2年7月豪雨の影響によって事業活動に支障を来している漁業者

別添参考様式3により環境変化の影響を受けたことの証明を市町村長等から受ける必要があります。市町村長から証明を受けることが望ましいですが、市町村長の事情によりこれにより難しい場合は、借入者が所属する漁業協同組合長等が代替することもできます。

また、融資機関は借受希望者が平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号または令和2年7月豪雨により影響を受けている者であることを確認した後に、参考様式4、6、7または9により利子助成実施団体（（公財）農林水産長期金融協

会)へ提出してください。

- ・平成31年1月の貨物船「なとり」による重油流出事故によって影響を受けた漁業者
別添の参考様式5により環境変化の影響を受けたことの証明を漁業協同組合の支所長から受ける必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症又は原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者等
新型コロナウイルス感染症又は原油価格・物価高騰等による影響については、手続きの円滑化を図るため、別添の参考様式8の環境変化の影響を受けたことの確認書(以下、「確認書」という。)をもって証明することとしたので、当該確認書を作成し、融資機関へ提出する必要があります。

融資機関は、借受希望者から提出を受けた確認書の内容から影響状況を確認し、適否を記入した上で、確認書の写しを利子助成実施団体((公財)農林水産長期金融協会)へ提出してください。

Q1-6 Q1の⑤の対象となる漁協等は、Q1-5と同じように何らかの証明・確認が必要となるのか。また、証明が必要な場合、どのような書類を提出すればよいのか。

(答) 漁協等が行う事業が、さけ・ます流し網漁業の再編整備に関する基本方針に基づく再編整備の対象となる漁業者等のために行われる内容であることを確認するため、当該事業の内容が確認できる書類を提出してください。なお、様式の定めはありませんが、別添参考様式2を参考にして、地方公共団体等の証明を受けた上で、利子助成実施団体へ提出してください。

Q1-7 Q1-5の新型コロナウイルス感染症の影響とは、具体的にどのようなものが対象となるのか。

(答) 新型コロナウイルス感染症により、操業が困難若しくは休漁を余儀なくされ、又は魚価の低下などにより収入が減少しており、漁船の乗組員や養殖業の従業員等の人件費や燃油代等の資材の支払いなどの資金調達に支障を来している等の直接的な影響のほか、通常使用する漁港、市場、取引先等が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、水産物の水揚げ、加工、流通、取引等に支障を来している等の間接的な影響も対象となります。

Q1-8 Q1-5の原油価格・物価高騰等の影響とは、具体的にどのようなものが対象となるのか。

(答) 原油価格の上昇等により、燃油代、餌代及び資材(石油を原材料とする製品で前年より価格が上昇しているものに限る)の高騰から漁業経営に影響が発生している又は影響が発生するおそれがある場合が対象となります。

Q 2 本事業の対象資金は何か（利子助成の上限額と期間はどのようになっているのか）。

（答）別表のとおりです。なお、利子助成期間を超える償還期間を設定した場合、利子助成期間を超える部分については利子助成の対象となりません。

Q 3 被災漁業者向けの設備資金は、被災施設の復旧事業のみが利子助成対象となるのか。

（答）被災の原因となった災害と関係のある施設の設備であれば利子助成の対象とすることができます。

Q 4 環境変化の影響を受けた漁業者向けの設備資金は、どのような事業が対象となるのか。

（答）環境変化の原因となった事由により、経営の維持・安定が困難となった漁業者が、環境変化に対応するために設備投資や運転資金が必要な場合に対象となります。

Q 4-1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等についても設備資金は対象となるのか。

（答）新型コロナウイルス感染症対策は、資金繰り支援を主目的としているため、設備資金については、環境変化に対応するために行う必要最小限の設備投資に限定しています。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合であっても、当該影響とは無関係な老朽化による漁船や機器類等の単純更新は対象外です。なお、対象となる事例としては、以下のような場合が上げられます。

<事例①>

コロナの影響で養殖の出荷が止まり、継続飼育により魚が大型化して養殖生け簀が手狭になり、このままだと過密養殖のおそれがあるため、新たに生け簀を導入する場合。

<事例②>

コロナの影響で昆布の単価が低下し、出荷調整を行うべく製品昆布を長期間にわたって保管するため、保管庫の増改築等により保管能力を向上（保管量や品質維持性能を含む）させる場合。

Q 4-2 原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者等についても設備資金は対象となるのか。

（答）運転資金のみを対象としており、機器導入や機関換装等の施設整備は対象としていません。

Q 5 漁業種類による制限はあるのか。

（答）漁業種類による制限はありません。

Q 6 対象者の要件は誰がどのように確認するのか（利子助成申請に必要な書類は何か）。

（答）借入希望者から改善計画（又は罹災証明書、環境変化による影響に係る証明書）の写し等を融資機関に提出していただき、融資機関から回付を受けた利子助成実施団体（（公財）農林水産長期金融協会）が確認します。

利子助成申請に際して、借入希望者から融資機関に提出いただく必要のある書類は次のとおりです。

- 経営改善漁業者：改善計画に係る認定通知書（写）、委任状
 - 被災漁業者：罹災証明書（写）、委任状
 - 環境変化の影響を受けた漁業者：環境変化による影響に係る証明書（写）、委任状
- ※ロシア 200 海里水域において操業が禁止された「さけ・ます流し網漁を営む漁業者」にあつては、さけ・ます流し網に係る漁業許可証の写し、平成 30 年 7 月豪雨の被災漁業者にあつては、「平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る利子助成事業の適用要件の確認表」、令和元年台風第 15 号の被災漁業者にあつては、「令和元年台風第 15 号による災害に係る利子助成事業の適用要件の確認表」、令和元年台風第 19 号の被災漁業者にあつては、「令和元年台風第 19 号による災害に係る利子助成事業の適用要件の確認表」、令和 2 年 7 月豪雨の被災漁業者にあつては、「令和 2 年 7 月豪雨による災害に係る利子助成事業の適用要件の確認表」

Q 7 本事業の申込期間はいつまでか。

（答）令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に都道府県の利子補給承認又は公庫の貸付決定が行われた資金が対象となります。

Q 8 利子助成の申請・決定と貸付実行のタイミングが年度をまたいでも問題ないか（例：利子助成の申請・決定は令和 4 年 3 月、貸付実行は令和 4 年 4 月など）。

（答）本事業における利子助成の融資枠の管理は都道府県の利子補給承認又は公庫の貸付決定をもとに行われるため、貸付実行が年度をまたいでも問題ありません。

なお、前年度に貸付決定した資金を翌年度の融資枠の対象とすることは原則認められません（例：令和 4 年 3 月に貸付決定した資金について、令和 4 年度の利子助成対象とするなど）。

Q 9 貸付期間のうち利子助成の対象となる期間はいつまでか（期間満了の考え方）。

（答）貸付実行日（金銭消費貸借契約の締結日）から貸付実行日の 5 年後又は 10 年後の応当日の前日までです。

Q 10 償還回数や償還方法に定めはあるのか。

（答）償還回数や償還方法に定めはありません。

Q 11 利子助成の手法はどのようなものか（金利が何%でも無利子になるのか）。

（答）国から補助金を受けた利子助成実施団体（（公財）農林水産長期金融協会）からの利子助成により貸付当初 5 年間又は 10 年間の利息負担が軽減（実質無利子化）されるものです。

利子助成金は利子助成実施団体から融資機関に交付されるため、借入者は利息額から利子助成金を差し引いた金額を融資機関に返済します。利子助成率の上限は 2 % のため、利率が 2 % を超える場合は 2 % を超えた部分についての利息を借入者が負担する必要があります。

なお、利子助成実施団体への利子助成の申請や利子助成金の受取等は、融資機関が借入者の委任を受けて代行（代理受領）します。

Q12 融資機関が代理受領した利子助成金は借入者が融資機関から受け取るのか。

(答) 利子助成金は、融資機関が代理受領し、借入者が支払うべき利息に充当（支払うべき利息と受取利子助成金を相殺）するので、実態としては利子助成金が借入者に直接支払われることはありません。

Q13 来年度以降の予算の状況により利子助成の内容に変更が生じる可能性はあるのか。

(答) 本事業は、毎年度の国の予算の範囲内で行われるため、来年度以降の予算の状況によっては、その内容に変更が生じる可能性があります。

Q14 本事業は、今後、何年継続するのか。

(答) 毎年度の国の予算の範囲内で行われるものであり、来年度以降のことを現時点で回答することは困難です。

Q15 本事業の融資枠はいくらか。

(答) 本事業における令和4年度の融資枠は、経営改善漁業者向け及び被災漁業者及び環境変化の影響を受けた漁業者向けの合計で262億円が措置されています。

Q16 融資枠の管理はどのように行われるのか（優先順位等はあるのか）。

(答) 原則として、利子助成の申請を受付けた順番に交付決定を行います。融資枠を超過する申込みがあった場合は利子助成をお断りする可能性があります。

Q17 利子助成を複数回（複数資金）で利用することは可能か。

(答) 複数回で利用することは可能です。

なお、本事業の上限額は融資1件ごと（融資対象事業ごと）に適用されることから、既往の利子助成対象残高と新規融資額を通算して上限額を判断することはなく、融資1件ごと（融資対象事業ごと）に、それぞれの資金に定める上限額までの利用が可能です。

Q18 200万円を超える融資を受ける場合、利子助成の対象となる借入金の上限額を200万円以下と選択することが可能とされている。この場合、200万円を超え450万円までの部分について、期間5年の利子助成の対象とすることは可能か。

（例：融資額300万円の場合、200万円について期間10年の利子助成を選択し、200万円を超える100万円について期間5年の利子助成を希望する）

(答) 対象とすることはできません。

例のケースでは、200万円のみが利子助成の対象となり、200万円を超える100万円については利子助成の対象外です。

例えば、融資額300万円の場合、①融資額300万円の全体を期間5年の利子助成対象とするか、②融資額300万円のうち200万円のみを期間10年の利子助成対象とするかを選択

することができます。

Q19 利子助成の上限額を超える金額の融資を受ける場合、利子助成対象部分と対象外の部分について分割して融資を受ける必要があるか。

(答) 利子助成対象部分と対象外の部分で分割して融資を受けることが望ましいです。なお、原則として、利子助成対象案件と対象外案件の償還条件は同一としてください。

Q20 補助事業（間接補助事業・融資残補助・他省庁の補助事業を含む）は利子助成の対象となるか。

(答) 補助事業の補助残部分に充てるための融資についても利子助成の対象となります。

Q21 「もうかる漁業創設支援事業」又は「がんばる漁業復興支援事業」との併用は可能か。

(答) 漁船の改造、建造又は取得に係る融資の場合、「もうかる漁業復興支援事業」又は「がんばる漁業復興支援事業」と本事業の併用はできません。

「もうかる漁業創設支援事業」に参加する場合は「もうかる漁業創設支援事業」の用船料等補助金の算定対象に漁船建造費に係る金利相当額を含めることができます。「がんばる漁業復興支援事業」に参加する場合は「がんばる漁業復興支援事業」の操業費用等補助金の算定対象に漁船建造費に係る金利相当額を含めることができます。また、別途、東日本大震災の被災漁業者は、東日本大震災の被災漁業者向けの無利子化事業（水産関係資金無利子化事業）を利用することができます。

Q22 償還条件の変更を希望する場合の取扱いはどのようになるのか。

(答) 原則として当初償還条件での返済をお願いしますが、やむを得ず、償還条件の変更を希望する場合については、変更後の償還条件の内容により利子助成の交付が停止される場合がありますので、具体的な取扱いについて融資機関にお問い合わせください。

Q23 繰上償還を希望する場合の取扱いはどのようになるのか。

(答) 繰上償還について制限はありません。繰上償還があった場合、融資機関から利子助成実施団体（（公財）農林水産長期金融協会）への報告が必要なため、具体的には融資機関にお問い合わせください。

Q24 借入金の返済について延滞となった場合の取扱いはどのようになるのか。

(答) 利息の支払期限到来後、1年を経過しても支払いが行われない場合は、利子助成金の交付は停止されます。

また、延滞等により融資機関が借入者に対し、期限の利益を喪失した場合については利子助成金の交付は停止されます。

Q25 5年以上の利子助成を受ける者が、5年間で改善計画に掲げる目標の達成ができず、新た

な改善計画の認定を受けられなかった場合、利子助成金の交付が停止されることとなるが、改善計画に掲げる目標の達成状況は誰がどのように確認するのか。

(答) 改善計画を承認した国又は都道府県により確認することとなります。都道府県が確認したものは国へ報告してもらおう形になります。

別表（利子助成対象資金・上限額・利子助成期間）

対象者	資金の種類		上限額	利子助成期間	
経営改善漁業者 (Q1の①の者)	漁業経営改善支援資金	漁船の建造・改造・取得	200百万円	最長10年間	
			450百万円	最長5年間	
		上記以外の資金	100百万円	最長5年間	
	漁業近代化資金	1号資金、漁船・ 個人施設	20トン以上	200百万円	最長10年間
			20トン未満	90百万円	
	2～5号資金		100百万円	最長5年間	
被災漁業者 環境変化の影響 を受けた漁業者 (Q1の②又は ③の者)(注4)	農林漁業セーフティネ ット資金	(注1)		30百万円	最長5年間
		(注1)以外		10百万円	
	漁業経営改善支援資金	長期運転資金		10百万円	
		上記以外の資金		50百万円	
	農林漁業施設資金	主務大臣指定施設		50百万円	
		共同利用施設		50百万円	
	漁業近代化資金	1～4号資金		50百万円	
		5号 資金	(注1)	30百万円	
			(注1)以外	10百万円	
	漁業経営維持安定資金	(注1)		40百万円	
(注2)		10百万円			
特定の自然災害 の被害を受けた 漁協等 (Q1の④の者)	農林漁業施設資金	共同利用施設(注3)		50百万円	最長5年間
	漁業近代化資金	2～4号資金(注3)		50百万円	
さけ・ます流し網 関係の漁協等(Q 1の⑤の者)	漁業近代化資金	1～5号資金		200百万円	最長5年間

(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等（令和2年6月12日より適用）

又は原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者等（令和4年4月26日より適用）に限る。

(注2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等（令和2年4月1日より適用）に限る。

(注3) 水産庁長官が特に必要と認めた者については、「2億円以下」とする。その承認申請様式は別添参考様式10とする。

(注 4) 被災漁業者、環境変化の影響を受けた漁業者の対象資金一覧

		農林漁業セーフティネット資金	漁業経営改善支援資金	農林漁業施設資金	漁業近代化資金	漁業経営維持安定資金
被災漁業者		○	○	○	○	×
環境変化の影響を受けた漁業者(Q1-4(現在の対象者))	①	○	○	○	○	×
	②	○	×	×	×	×
	③	○	×	○	○	×
	④	○	×	×	×	×
	⑤	○	×	×	×	×
	⑥	○	○	○	○	○
	⑦	○	×	×	×	×
	⑧	○	×	×	○	○